

選挙の公費負担制度について

お金のかからない選挙，公正が確保された選挙のため，選挙運動には様々な規制，制限が設けられている一方で，公職の選挙には，立候補しようとする人の負担を減らし，資産の多少にかかわらず選挙運動の機会を持てるようにする公費負担制度があります。

例えば，龍ヶ崎市長や龍ヶ崎市議会議員の選挙では，立候補する人の自動車による選挙運動や公設の掲示場に貼るポスターやビラの印刷にかかる経費を，龍ヶ崎市が条例に基づいて負担する制度があります。

龍ヶ崎市の選挙における選挙運動公費負担の一部改正について

公職選挙法の一部改正に伴い，龍ヶ崎市の選挙運動公費負担条例を一部改正しました（平成31年3月1日施行）。この条例の改正により，龍ヶ崎市長及び龍ヶ崎市議会議員の選挙における公費負担の対象や限度額が以下のとおりとなりました。

（平成31年3月現在）

		公費負担の対象	公費負担の限度額
選挙運動用自動車の使用	1	一般運送契約（一括契約） <input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 （同一の日につき1台に限る）	各日 64,500円
	2	その他の契約（個別契約） ア 自動車借入れ契約 <input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 （同一の日につき1台に限る）	各日 15,800円
		イ 燃料供給の契約 <input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,560円× 選挙運動の日数
		ウ 運転手雇用の契約 <input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計 （同一の日につき1人に限る）	各日 12,500円

※1 自動車の使用は，「1一般運送契約」か「2その他の契約」のどちらかを選択します。

（注）1 選挙運動用自動車の使用のうち「その他の契約」については，契約の相手方が生計を一にする親族の場合には，その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。

2 選挙運動用自動車の使用については，「1一般運送契約」「2その他の契約」を同時に契約した場合，1日単位でどちらか一方の選択となる。

3 無投票当選の場合は，選挙運動用自動車については，告示日1日のみが対象となり，ビラ及びポスターの作成については，限度額の範囲内で対象となる。

	公 費 負 担 の 対 象	公費負担の限度額
ビ ラ の 作 成	ビラの作成費 ■選管へ届け出た2種類以内のビラ ■規格：A4(長さ29.7×幅21.0cm)以内 ■両面印刷可	□1枚あたりの単価限度額 7円51銭 □作成枚数 (1) 市長選挙 16,000枚 (2) 市議会議員選挙 4,000枚 限度額 (1) 市長選挙 7円51銭×16,000枚=120,160円 (2) 市議会議員選挙 7円51銭×4,000枚=30,040円

※2 公職選挙法の改正により、市議会議員選挙のビラの作成も公費負担の対象となりました。

	公 費 負 担 の 対 象	公費負担の限度額
ポ ス タ ー の 作 成	ポスター掲示場数182か所 (平成31年3月現在) ■規格：長さ42×30cm以内 ■1枚の作成単価×作成枚数 (単価の限度額以内) (ポスター掲示場数×1.1以内)	□1枚あたりの単価限度額 1,000円 □作成枚数 182×1.1=201枚 限度額 1,000円×201枚=201,000円

※3 選挙人名簿登録者数によって、ポスターの枚数(=ポスターの掲示場数)、限度額が変わります。

公費負担が受けられる条件

公費負担は、立候補したすべての人が受けられるものではありません。

候補者は、立候補に際して定められた供託物(市長選1,000,000円、市議選300,000円)を法務局で供託する必要があります。選挙の結果、供託物没収点(※4)以上の得票が得られなかった場合、この供託金は没収されます。

※4 ○供託物没収点

- ・ 市長選挙 有効投票総数÷10
- ・ 市議会議員選挙 有効投票総数÷議員定数÷10

公費負担の支払方法

公費負担による金銭は、龍ヶ崎市から候補者に直接支払われるのではなく、業者等からの請求に基づいて、龍ヶ崎市から業者へ口座振替によって支払われます。

このほか、選挙運動用通常ハガキの交付、選挙公報の発行、個人演説会での公的施設の使用等が、一定の限度により公費で負担されます。

これらの公費負担制度は、法令改正等によって見直しを行う場合があります。